

「浦安市がん患者就業支援奨励金」制度がスタートします

1 目的

市内に居住するがん患者を雇用する事業主に対し、予算の範囲内において、就業支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、がん患者が安心して就労することができる職場環境を実現することを目的とします。

2 対象

就労に当たって配慮が必要な市内に居住するがん患者を雇用(注)した事業主

(注)障害者雇用率制度に基づき雇用率の対象となる障がい者を募集する求人による紹介、者就労継続支援A型事業所の利用者としての雇用を除く

3 交付条件

交付を受けるためには、以下の条件に該当することが必要です。

- がん患者をハローワークの紹介により週所定労働時間が20時間以上の労働者として雇用していること
- がん患者を雇い入れるに当たって、無期雇用または契約更新が可能な有期雇用により雇い入れていること
- がん患者を社会保険、雇用保険に加入させていること

(条件に該当する事業所に限る)

4 交付金額

がん患者1人につき50万円

5 申請手続までの流れ

(1) 就業支援計画書の提出

がん患者を雇い入れてから3カ月以内に、雇用したがん患者が就業を継続するために必要な配慮事項まとめた「がん患者就業支援計画書」を提出する。

【雇い入れた日から6カ月経過】
※就業支援計画に基づき、事業主はがん患者の就業継続について必要かつ合理的な配慮を行う

(1カ月以内)

(2) 交付申請

誓約書や就業規則の写しなどの必要な書類を添付して、「浦安市がん患者就業支援奨励金交付申請書」を提出する。

【交付決定】 ※就業支援計画書の提出により、補助金の交付申請の可否や交付の決定を確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください

(3) 補助金の請求

「浦安市がん患者就業支援奨励金交付請求書」を提出し、補助金の申請を行う。

6 備考

- 過去に雇用されたことがあるがん患者を再雇用する場合、当該がん患者の雇用についてすでに奨励金の交付を受けている場合は、再度奨励金の交付を受けることはできません
- 国または他の自治体による同種の奨励金の交付対象となっているがん患者については、本奨励金の交付対象にはなりません

問い合わせ 商工観光課 電話：047-712-6295

Eメール：shoukoukankou@city.urayasu.lg.jp